表１　平成30年度　有害大気汚染物質　年平均値

（平成30年度）

物　　質　　名	単　位	若松台局 （地域特設監視地点）	浜寺局 （全国標準監視地点）	中環石原局 （地域特設監視地点）	環境基準 （年平均値）
アクリロニトリル	μg/m^3	0.017	0.12	0.032	----
塩化ビニルモノマー	μg/m^3	0.012	0.052	0.016	----
クロロホルム	μg/m^3	0.19	0.24	0.22	----
1,2-ジクロロエタン	μg/m^3	0.15	0.15	0.15	----
ジクロロメタン	μg/m^3	1.9	2.5	3.6	150μg/m^{3}以下
テトラクロロエチレン	μg/m^3	0.22	0.31	0.71	200μg/m^{3}以下
トリクロロエチレン	μg/m^3	0.38	0.62	0.76	*130μg/m^{3}以下
1,3-ブタジエン	μg/m^3	0.034	0.056	0.11	----
ベンゼン	μg/m^3	0.72	0.92	1.1	3μg/m^{3}以下
アセトアルデヒド	μg/m^3	2.2	2.3	2.4	----
ホルムアルデヒド	μg/m^3	2.6	2.9	3.4	----
ニッケル化合物	ng/m^3	3.0	8.3	----	----
マンガン及びその化合物	ng/m^3	19	30	----	----
ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	(0.023)	0.027	----	----
クロム及びその化合物	ng/m^3	3.3	5.6	----	----
ヒ素及びその化合物	ng/m^3	1.2	1.3	----	----
ベンゾ[a]ピレン	ng/m^3	0.11	0.081	----	----
水銀及びその化合物	ng/m^3	1.7	1.8	----	----
酸化エチレン	μg/m^3	0.077	0.21	0.086	----
塩化メチル	μg/m^3	1.3	1.3	----	----
トルエン	μg/m^3	6.5	7.9	----	----

注）1. 全国標準監視地点：全国的な視点を踏まえ、測定可能な全ての優先取組物質の大気環境の全般的な状況とその経年変化の把握を目的に選定される測定地点

地域特設監視地点：全国標準監視地点以外の測定地点であって、地域的な視点を踏まえ、発生源（固定発生源・道路）の状況を勘案し、それらのリスクが懸念される場所の監視や、他都道府県からの移流及びこれまでの継続性の観点等、地域の実情に応じた目的で選定される測定地点

2. (　　)は年平均値が各月の最大検出下限値未満であることを示す。

3. トリクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について、平成30年11月19日付で「１年平均値が200μg/m^{3}以下であること」が「１年平均値が130μg/m^{3}以下であること」に改定された。

表２　有害大気汚染物質　年平均値の推移

（単位：μg/m^3）

項目	測定局	平成									
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ベンゼン	若松台局	1.2	0.92	0.94	1.6	0.84	1.2	1.0	0.68	0.72	0.72
	浜寺局	1.7	1.2	1.2	1.8	1.1	1.4	1.2	0.85	0.93	0.92
	中環局	2.2	1.6	1.6	---	---	---	---	---	---	---
	美原丹上局	---	---	---	2.0	---	---	---	---	---	---
	中環石原局	---	---	---	---	1.4	1.7	1.5	1.1	1.1	1.1
テトラクロロエチレン	若松台局	0.24	0.23	0.23	0.25	0.21	0.27	0.28	0.13	0.24	0.22
	浜寺局	0.36	0.30	0.33	0.41	0.40	0.34	0.28	0.30	0.26	0.31
	中環局	0.77	0.77	0.55	---	---	---	---	---	---	---
	美原丹上局	---	---	---	1.7	---	---	---	---	---	---
	中環石原局	---	---	---	---	0.65	0.71	0.74	0.70	0.58	0.71
トリクロロエチレン	若松台局	0.19	0.37	0.32	0.35	0.49	0.41	0.52	0.28	0.31	0.38
	浜寺局	0.38	0.73	0.68	0.74	0.87	0.94	0.95	0.59	0.71	0.62
	中環局	0.50	0.71	0.71	---	---	---	---	---	---	---
	美原丹上局	---	---	---	1.8	---	---	---	---	---	---
	中環石原局	---	---	---	---	1.2	0.88	1.1	0.68	1.0	0.76
ジクロロメタン	若松台局	2.2	1.7	1.8	1.7	2.3	2.3	2.6	1.5	2.0	1.9
	浜寺局	2.5	1.9	2.7	2.2	3.0	2.4	3.0	2.2	2.9	2.5
	中環局	3.6	2.4	2.9	---	---	---	---	---	---	---
	美原丹上局	---	---	---	3.8	---	---	---	---	---	---
	中環石原局	---	---	---	---	26	5.0	4.8	2.5	4.0	3.6

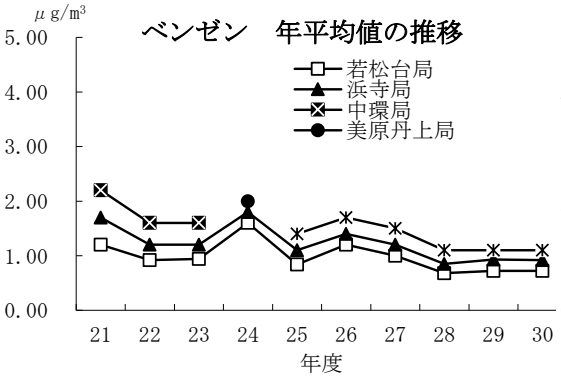

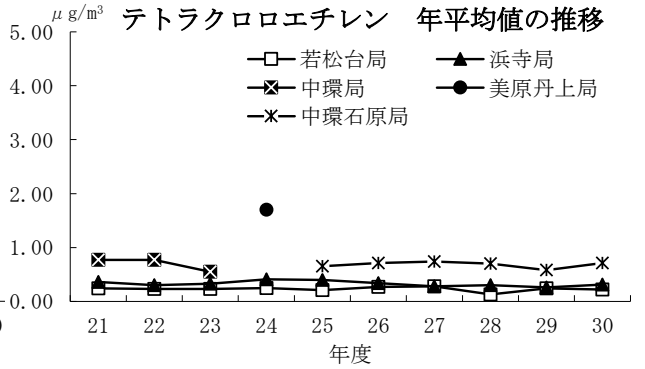

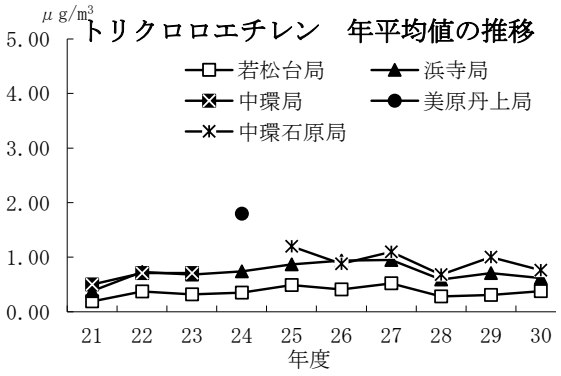

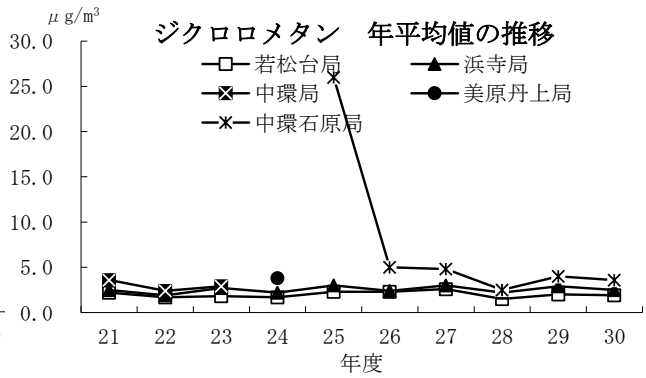

環境基準・指針値について

有害大気汚染物質の環境モニタリングは、長期ばく露による健康リスクが懸念されているため、原則として月1回以上の頻度で24時間連続サンプリングを実施し、大気中濃度の年平均値を求めることになっています。

環境基準や指針値の評価は、年平均値との比較で行います。

環境基準：人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のこと

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が3μg/m^{3}以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が130μg/m^{3}以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が200μg/m^{3}以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が150μg/m^{3}以下であること。

指針値：環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値のこと

物質	指針値
アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m^{3}以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m^{3}以下であること。
水銀及びその化合物	1年平均値が0.04μg-Hg/m^{3}以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が0.025μg-Ni/m^{3}以下であること。
クロロホルム	1年平均値が18μg/m^{3}以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m^{3}以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m^{3}以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ng-As/m^{3}以下であること。
マンガン及びその化合物	1年平均値が0.14μg-Mn/m^{3}以下であること。

測定方法について

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）平成9年2月、平成23年4月最終改訂」に基づき、モニタリングを実施しています。

優先取組物質（23物質）

	物質名	環境基準（年平均値）	指針値（年平均値）
1	アクリロニトリル		2μg/m^3 以下
2	アセトアルデヒド		
3	塩化ビニルモノマー （別名：クロロエチレン、塩化ビニル）		10μg/m^3 以下
4	塩化メチル （別名：クロロメタン）		
5	クロム及び三価クロム化合物		
6	六価クロム化合物		
7	クロロホルム		18μg/m^3 以下
8	酸化エチレン		
9	1,2-ジクロロエタン		1.6μg/m^3 以下
10	ジクロロメタン （別名：塩化メチレン）	150μg/m^3 以下	
11	水銀及びその化合物		0.04μg-Hg/m^3 以下
12	ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m^3 以下	
13	テトラクロロエチレン	200μg/m^3 以下	
14	トリクロロエチレン	130μg/m^3 以下	
15	トルエン		
16	ニッケル化合物		0.025μg-Ni/m^3 以下
17	ヒ素及びその化合物		6ng-As/m^3 以下
18	1,3-ブタジエン		2.5μg/m^3 以下
19	ベリリウム及びその化合物		
20	ベンゼン	3μg/m^3 以下	
21	ベンゾ[a]ピレン		
22	ホルムアルデヒド		
23	マンガン及びその化合物		0.14μg-Mn/m^3 以下